

令和5年第8回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和5年8月23日（水）午前10時00から

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（8人）

会長

委員

1 番 原 亜由美
2 番 信高 昭男
3 番 宮川 利重
5 番 北村 栄治
7 番 小笠原 章仁
8 番 三谷 晴喜
9 番 北村 栄治
10番 酒井 笑子

4. 欠席委員（1人）

4 番 小川 進

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について

第5 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 永野 尊教

書記 都築 利弥

7. 会 議

〔議長〕

（出席委員の皆様がおそろいですので）ただいまより令和5年第8回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

(欠席の連絡がありましたのは、4番 小川 進 委員の1名です。)

出席委員は、9名中 名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

〔議長〕

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、9番上池如夫委員、10番酒井笑子委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第17号について事務局より説明をお願いします。

事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料の1ページをご覧ください。議案第17号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は、大豊町 XXXXXXXXXX 他7筆で、申請理由は売買です。登記地目は畑、現況地目も畑となっており、面積は4,451㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりになっています。

8月14日に譲受人立会いのもと宮川委員と事務局永野と都築で現地を確認して参りました。

お手元の資料21ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、5ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、譲受人はすでに申請地の管理に従事しており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べ

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

それでは、議案第17号について、私が担当委員になっておりますので、説明いたします。

〔議長〕

(発言なし)

(全員挙手)

次に日程第3、議案第18号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

8月14日に譲受人立会いのもと宮川委員と事務局永野と都築で現地を確認して参りました。

3

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、27ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、譲受人はすでに申請地の管理に従事しており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり8月14日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第18号について、担当委員が私になっておりますので、説明いたします。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者は農業経験もあり、すでに申請地の管理を行っているため、これからについても善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断しました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第18号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第18号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に、日程第４、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、大豊町長より意見を求められておりますので、議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、資料につきましては本日配布しておりますホッチキス止めのものをご覧ください。今回の利用権設定ですが、新規設定８件となっております。

借受人、貸付人、詳細はそれぞれ利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件について新規設定８件一括でご説明いたします。

まず、第１号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また周辺農家との連携を前提として利用権設定を行っており、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第２号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第３号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第４号についても、当該農地は貸付人の所有地であるため問題ありません。

以上、新規８件全て農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。
次にその他の件について事務局より説明を願います。

〔事務局書記〕

はい、本日配布しておりますクリップ止めの令和5年度農地パトロール実施日程の表をご覧ください。農地パトロールの件で日程の案を事務局の方で作成しましたので、ご確認をお願いします。それぞれ実施箇所をご説明します。

まず小川委員と宮川委員に行っていただく場所が、川口・久寿軒・葛原・杉の4か所10筆となります。次に上池委員と酒井委員は、怒田・永淵・久寿軒・西川の4か所18筆となります。次に原委員と三谷委員は、穴内・中村大王の2か所5筆となります。次に北村委員と小笠原委員と信高委員は桃原・西土居・佐賀山の3か所10筆となります。

各日程の日にち・時間等ご都合の悪い日がありましたらお教えください。

（委員さんが日程変更を言う）

そのほかにいませんか。

ではこの日程で推進委員さんにもお聞きしてまた改めてご連絡いたします。日程が変更することもあるかもしれませんがよろしくお願いします。

次にクリップ止めのもう1枚の資料をご覧ください。

8月29日13：30～16：00に農業委員会全員研修会が開催されます。開催形式はWEBになっておりますので、役場までお越しいただきたいです。出席報告をするため、ご都合のつく方でご出席していただける方は挙手をお願いします。

次回の8月総会の日程については、9月27日（水）10時からを予定しております。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和5年第8回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。
おつかれさまでした。